

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8年 5月 18日

支出負担行為担当官
沖縄県警察会計担当官
沖縄県警察本部長 井澤 和生

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 沖縄県警察施設用地造成設計業務
- (2) 業務場所 沖縄県うるま市石川山城福地原1563番6
- (3) 業務概要 地質調査業務、磁気探査業務及び造成設計業務（擁壁設計含む）
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- (5) 本業務は、入札手続を紙入札にて行うものとする。
- (6) 本業務は、競争参加資格の審査を入札執行前に行う事前審査型である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 内閣府大臣官房会計課長による「令和7・8年度内閣府競争入札参加資格有資格者名簿（測量、建設コンサルタント）」において「土木関係建設コンサルタント業務A」及び「地質調査業務A」として登録されている者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国及び他の契約担当官から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 県税等（法人（個人）事業税）及び国税（（法人税又は申告所得税）及び（消費税及び地方消費税））の未納税額がない者。
- (6) 社会保険料、健康保険料、厚生年金保険料等の未納がない者。
- (7) 沖縄県内において過去10年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と以下に該当する業務を契約し、かつ誠実に履行を完了した実績があること。ただし、共同企業体（代表構成員）での実績も含むものとし、また、必ずしも同一の契約によらなくてもよい。
 - ア 1,000万円以上の造成設計業務を履行した実績
 - イ 以下の(ア)及び(イ)を満たす業務実績
 - (ア) 一般構造物詳細設計を実施した実績
 - (イ) 開発申請図書等の作成を行った業務実績
 - ウ 500万円以上の地質調査（機械ボーリング）業務を履行した実績
 - エ 100万円以上の鉛直磁気探査業務を履行した実績

※ 同一の契約業務で実績を提出する場合は、各業務の内訳を提出すること。
※ 上記アからエに関する全てを満たす業務実績がなくてはならない。
- (8) 次に掲げる要件を満たす管理技術者、照査技術者および担当技術者を本業務に配置できること。
 - ア 造成設計業務（管理技術者及び照査技術者）
 - (ア) 管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格保有者であること。
 - ・技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設」）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者。
 - ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）
 - ・RC CMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者（技術士（建設部門）と同様の専門技術部門に限る）。

- (イ) 上記(7)アを満たす実績を上記(7)の対象期間内に1件以上有している者であること。
(ウ) 上記(7)イのいずれかの実績を上記(7)の対象期間内に1件以上有している者であること。

イ 地質調査業務及び磁気探査業務（担当技術者）

- (7) 以下のいずれかの資格保有者であること。
- ・技術士【総合技術監理部門（建設又は応用理学）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者。
 - ・技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者。
 - ・技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門又は応用理学部門）に4年以上従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者。
 - ・RCCM【地質部門又は土質及び基礎部門】の資格を有する技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者。
 - ・一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査技士の資格を有する技術者。
 - ・地質調査技士。

- (イ) 上記(7)ウ及びエを満たす実績を上記(7)の対象期間内に1件以上有している者であること。

ウ 管理技術者及び照査技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3ヶ月以上の雇用）があること。

(9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 入札及び開札

入札書は、紙入札書を持参もしくは郵送により提出すること。

(1) 入札書提出期間、場所

ア 提出期間

令和8年6月11日（木） 午前8時30分から午後4時00分までの間。

イ 提出場所

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県警察本部1階ロビー 098-862-0110（内線2281）

(2) 入札書の提出方法

ア 直接による場合

封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び「令和8年6月12日開札「業務名」、入札書在中」と朱書きしたものを提出する。

イ 郵送による場合

二重封筒とし、入札書を中封筒に厳封の上、中封筒は「ア 直接による場合」の封印方法で封印し、表封筒に「令和8年6月12日開札「業務名」、入札書在中」と朱書きし、封印したものを提出する。

簡易書留（またはこれに準ずるものに限る）とし、電報及び電送による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

エ 詳細は別紙「入札書（封筒記入例）」を参照すること。

(3) 開札日時、場所

ア 開札日時

令和8年6月12日（金） 午前10時00分

イ 開札場所

那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部4階403会議室(午前9時45分から開場)

4 入札参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 提出期間

令和8年5月18日（月）から令和8年5月29日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後4時00分までの間。

イ 提出場所

上記3(1)イに定める場所と同じ。

ウ 提出方法

上記ア、イの期間及び場所に持参するか、簡易書留による郵送（上記アの期間内に必着。）で提出するものとする。

エ 提出部数：1部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和8年6月5日（金）までに書面にて通知する。

(3) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限

競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

イ 提出場所

上記3(1)イに定める場所と同じ。

ウ 提出方法

書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、説明を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

5 資格確認資料及び入札説明書等の交付期間、交付方法

(1) 交付期間

公告開始日から令和8年5月29日（金）まで。

(2) 交付方法

沖縄県警察ホームページの入札情報ページよりダウンロードすること。

<https://www.police.pref.okinawa.jp>

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除とする。（予算決算及び会計令第77条第2項）

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、会計法第29条の9及び建築設計業務委託契約書第4条の定めるところにより、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契

約保証金を免除する。

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事件名をこの入札公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を3(1)に規定する日時までには持参により提出すること。

9 業務費内訳書の提出

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、業務名、設計業務等委託料を構成する内容に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- (2) 業務費内訳書は上記3(1)アに定める期間に入札書を提出する際に、「令和8年6月12日開札」「業務名」内訳書在中」と封筒に朱書きし、入札書とは別封筒で同時に提出すること。
- (3) 業務費内訳書を提出しない場合、入札に参加できない。
- (4) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された業務費内訳書について説明を求めることができる。

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低価格が低入札調査基準に該当するときは、低入札価格調査を実施する。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づき随意契約ができるものとする。

12 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

13 その他

- (1) 資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- (3) 提出された資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限日以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (6) 入札参加者は、沖縄県警察競争契約入札心得（国費関係）、仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 履行期間は、事情により変更することがある。
- (8) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) その他詳細は入札説明書による。

14 本入札に関する質問・回答

- (1) 提出期間
公告開始日から令和8年5月29日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後4時00分までの間。
- (2) 提出場所
上記3(1)イに定める場所と同じ。
- (3) 提出方法
上記(1)、(2)の期間及び場所に持参するか、簡易書留による郵送（上記(1)の期間内に必着。）で提出するものとする。任意様式とする。
- (4) 回答方法
上記4で競争参加資格有り確認された者に対し、令和8年6月5日（金）までに書面にて回答する。